(五) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1) 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(2) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条の二関係）

(六) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の五（改正前五分の四）とした上、その適用期限を平成二七年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(七) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（第三四八条関係）

(2) 独立行政法人森林総合研究所が旧独立行政法人緑資源機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第一四条関係）

(3) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(4) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(5) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(6) 一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第三四条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（附則第四一条関係）

8 軽自動車税

(一) 標準税率を次のとおり改めることとした。（第四四四条関係）

区分			税率（年額） 改正後	税率（年額） 改正前
(1)原動機付自転車	イ 総排気量が〇・〇五ℓ以下のもの又は定格出力が〇・六kW以下のもの（ニに掲げるものを除く。）		二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
	ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五ℓを超え、〇・〇九ℓ以下のもの又は定格出力が〇・六kWを超え、〇・八kW以下のもの		二、〇〇〇円	一、二〇〇円
	ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九ℓを超えるもの又は定格出力が〇・八kWを超えるもの		二、四〇〇円	一、六〇〇円
	ニ 三輪以上のもので、総排気量が〇・〇二ℓを超えるもの又は定格出力が〇・二五kWを超えるもの		三、七〇〇円	二、五〇〇円
(2)軽自動車及び小型特殊自動車	イ 二輪のもの（側車付のものを含む。）		三、六〇〇円	二、四〇〇円
	ロ 三輪のもの		三、九〇〇円	三、一〇〇円
	ハ 四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	六、九〇〇円	五、五〇〇円
		乗用のもの 自家用	一〇、八〇〇円	七、二〇〇円
		貨物用のもの 営業用	三、八〇〇円	三、〇〇〇円
		貨物用のもの 自家用	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円
(3)二輪の小型自動車			六、〇〇〇円	四、〇〇〇円

(二) 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して一三年を経過した三輪以上の軽自動車（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について、標準税率の概ね一〇〇分の二〇を重課する特例措置を講ずることとした。（附則第三〇条関係）